

第1節 遺産分割の対象財産

1 判例の変更 — 預貯金も遺産分割対象の財産になる

衝撃の判例変更

最高裁平成28年12月19日大法廷決定は、従来の判例を変更して、預貯金債権も、遺産分割の対象になるという判断をしました。

これより前、預貯金は、数量的に分割可能な債権という意味で、可分債権であるので、これは相続人ごとに、相続分で分割取得できている。したがって、遺産分割の対象にはならないというのが、判例でした。

判例変更の効果 — 不公平な結果の回避ないし緩和

旧判例は、その法理を貫くと、不公平な結果を招くこともありました。それは、例えば、

- ・ 相続人は甲と乙の2人
- ・ 甲は生前贈与として、3000万円の不動産をもらっていた。
- ・ 乙には、生前贈与はなかった。
- ・ 相続開始時、遺産は預貯金4000万円だけであった。
- ・ 寄与相続人はいない。
- ・ 被相続人は遺言書を遺していなかった。

という場合、

従前の判例では、

預貯金は、可分債権であり、可分債権は遺産分割の対象にはならず、相続人ごとに法定相続分で分割取得されている、との法理から、遺産である預貯金4000万円は、当然に、2人の相続人である甲と乙に、それぞれ法定相続分である1/2ずつに分割され取得されている。これにより、遺産である預貯金4000万円は、甲が2000万円、乙が2000万円を取得している。そして、他に遺産はないので、遺産分割の対象になるものはない。ということになって、その結果、甲は、相続で取得した預貯金2000万円に生前贈与3000万円分を加えると、合計5000万円の財産を被相続人から得ることができたが、乙は、預貯金の2000万円しか得ることができなかった、という不公平が生じたのです。

従前の判例は、相続人間の不公平を救済するよりも、判例法理を優先したのです。

旧判例		
遺産		生前贈与
預貯金4000万円		不動産3000万円
遺産分割しない		
甲	乙	甲
2000万円	2000万円	不動産3000万円

ところが、上記判例変更後は、預貯金債権も、他の遺産と同じく、遺産分割の対象財産となったことから、上記の例では、甲は、既に生前贈与3000万円の不動産を得ているので、甲の具体的相続分は500万円（生前贈与と合わせると3500万円。なお、具体的相続分については後述）になり、乙の具体的相続分は3500万円になる結果、遺産である4000万円の預貯金は、甲が500万円、乙が3500万円に分けられることになり、不公平が是正されることになったのです。

その意味で、旧判例の法理は、形式的で、単純で、不公平を受け入れていたものであったといえるかもしれません。

新判例時代		
遺産		生前贈与
預貯金4000万円		不動産3000万円
遺産分割をする		持戻しをする
甲	乙	甲
500万円	3500万円	不動産3000万円

その点、遺産分割の現場では、つとに、預貯金を、全相続人の合意でもって、遺産分割の対象にする運用が、広く行われてきていたもので、人の知恵が生み出したこの実務の運用は、単純な法理よりも、勝っていたといえましょう。

今次の判例を一言で評価しますと、旧判例を改めた今次の判例は、後述のように、預貯金の法的性格、預貯金の遺産分割における一定の機能や役割、相続人全員の合意によって預貯金を遺産分割の対象にしてきた実務の運用を受け入れ、従来の判例を変更したのですから、法理が進化し発展したと評することができるものと思われます。

最高裁平成28年12月19日大法廷決定の要旨は、

- ① 遺産は、相続人が数人ある場合、相続開始とともに共同相続人の共有になる。

- ② この遺産共有関係を、協議によらずに解消するには、家庭裁判所の遺産分割審判による。
- ③ 遺産分割の審判手続において、遺産を分割する基準となる相続分は、特別受益等を考慮して定められる具体的相続分である。
- ④ 具体的相続分を基準に遺産を分割する仕組みは、共同相続人間の実質的公平を図る趣旨である。
- ⑤ であるから、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましい。
- ⑥ その点、預貯金は、現金と同様、相続人間の具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に使うことができることから、それを遺産分割の対象とする必要は一般に承認されているところである。
- ⑦ これまで、遺産分割の手続においては、可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解を前提としながらも、遺産分割手続の当事者全員の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきているのも、⑥の要請によるものである。
- ⑧ そこで、以上のような観点を踏まえて、改めて預貯金の内容及び性質を子細にみつつ、相続人全員の合意の有無にかかわらずこれを遺産分割の対象とすることができるか否かにつき検討すると、
- ア 普通預金及び通常貯金は、共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないといわれること、
- イ 定期貯金についても、契約上その分割払戻しが制限されているものと解されること、
- ウ したがって、共同相続された普通預金、通常貯金及び定期貯金は、いずれも相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。
- ⑨ よって、預貯金を可分債権として遺産分割の対象とは認めなかった判例（最高裁平成16年4月20日判決その他）は変更する。
- というものです。

かくて、預貯金は、可分債権ではなく、遺産分割対象の財産とされるに至ったのです。